令和４年４月１日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（公印省略）

新型コロナワクチン接種に係る予防接種健康被害救済制度の周知について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記に関し、大阪府より別添通知がありました。内容等は下記の通りです。
貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

予防接種健康被害救済制度は、極めて稀ではあるものの予防接種後の副反応による健康被害が不可避的に生じるものであることを踏まえて設けられた制度であり、その活用においては被接種者又はその保護者への周知が重要です。

このため、厚生労働省の新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種実施要領において、予診時に当該制度について適切に説明することとされ、厚生労働省においても説明に活用できるリーフレットを作成しホームページで公開されていますので、これら資材も活用しつつ、引き続き当該制度の周知についてご対応くださいますよう、よろしくお願いします。

また、かかりつけ医等において予防接種後に発生した健康被害を診断した際、その健康被害が当該接種に起因すると疑われる場合にも、必要に応じて当該制度がある旨をご説明いただきますよう、ご協力よろしくお願いします、

2）厚生労働省ホームページ（予防接種健康被害救済制度リーフレット）
https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou20/kenkouhigai_kyusai/dl/leaflet_h241119.pdf

3)問い合わせ先
大阪府健康医療部ワクチン接種推進課接種推進グループ
電 話 ０６－６９４１－０３５１（代表）内線４５８４

大阪府医師会・地域医療１課
（06-6763-7012）